

第7期志摩市障がい福祉計画

第3期志摩市障がい児福祉計画

第2期志摩市障がい者(児)計画【中間見直し】



1 計画策定にあたって

計画の背景と趣旨

本市では、令和3年3月に「第2期志摩市障がい者(児)計画・第6期志摩市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、「支え合う顔がみえるまち 志摩市」を基本理念として、障がい福祉にかかる施策を一体的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、平成30年以降、障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法を改正する一方、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)、令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を施行し、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

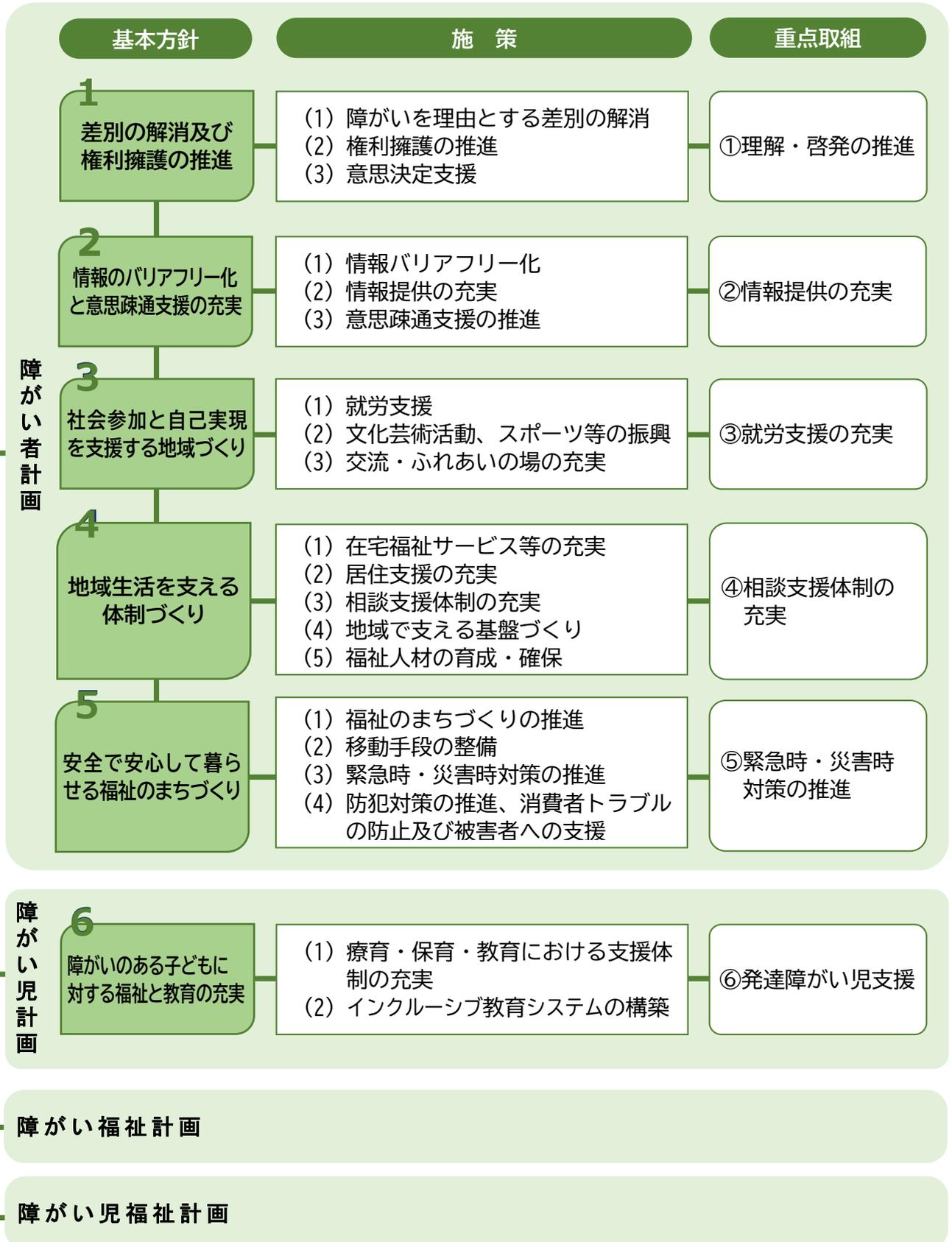
このような中、「第6期志摩市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、関連する計画や法令との整合、障がいのある人とその家族が抱えるニーズなどを踏まえ、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

2

施策の体系

基本理念

支え合う顔がみえるまち 志摩市



3 障がい者（児）計画

重点取組① 理解・啓発の推進

障がいへの理解を深めるための周知・啓発活動の強化

- 障がいに関する周知と理解を深めるための活動として、障がい福祉に関するパンフレットの作成、展示活動、広報誌への啓発記事の掲載、民生委員・児童委員への啓発を継続して行い、市民の理解を深めます。
- 市内の学校と連携し、学校における障がいの理解を深めるための啓発活動を行います。「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の周知・啓発に努めます。
- 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。
- 高校生に実施したアンケート結果を反映した展示物を作成し、各高校で展示活動を行っていきます。
- 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されるため、地域共生社会の実現に向けてホームページや広報などで改めて啓発に努めます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
広報誌における啓発記事の掲載	4回/年	4回/年
アンケート調査結果において、差別や偏見を感じていると回答した障がいのある人の割合（※）	49.5%	35.0%

※この指標は、本来は0%を設定すべきものですが、令和6年度からの3年間で、「差別や偏見を感じていると回答した障がいのある人の割合」が現状の数値よりも少なくなるよう、理解・啓発の推進に努めるものとして設定したものです。

重点取組② 情報提供の充実

障がい福祉に関する情報発信の強化

- 広報誌において、わかりやすい表現を用いる等の工夫を行い、総合相談窓口や相談支援センターといった相談窓口についての周知をより一層推進していきます。
- 障がい福祉に関するパンフレットの活用も含め啓発を推進し、障がい福祉サービス等の制度についての周知に努めます。
- 障害者手帳交付時に障がい福祉に関する制度の説明を行い、必要に応じて関係機関と連携をとることにより、必要とするサービス利用につながるよう努めます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
広報誌における相談窓口の周知	12回/年	12回/年
総合相談窓口における新規の受理事件	56件/年	60件/年

重点取組③ 就労支援の充実

農福・水福連携による雇用の場の創出

- 農業・水産業等において、障がい者就労の場とする事業を推進していくとともに、人手不足・後継者不足といった課題に対応できるよう、関係機関と連携を図ります。

障がい者雇用の促進

- 障がい者の雇用促進のため、民間企業や各種団体への雇用促進（アプローチ）を継続します。令和6年度から段階的に障がい者の法定雇用率が引き上げられることもあり、企業の障がい者雇用への関心は益々高まっていくと考えられます。令和6年度から実施される精神障がい者等の短時間雇用に関する制度など、国の動向を踏まえたアプローチを実施することで、より一層の障がい者雇用の創出に努めます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
民間企業への雇用促進（アプローチ）の実施	4社/年	5社/年
市内民間企業における（障がい者）実雇用率	2.93%	3.00%

重点取組④ 相談支援体制の充実

基幹相談支援センター業務の強化

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの業務である地域の計画相談支援事業者や関係機関との連絡調整を行い、総合的・専門的な相談支援の実施、地域相談支援体制強化の取り組み、地域相談支援事業所への専門的な指導、助言、人材育成等、連携強化への取り組みを行います。また基幹相談支援センターに主任相談支援員を配置し、支援困難なケースへの対応など高度な相談支援や社会資源の開発・連携や地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけ等を行い、相談支援体制の強化と地域づくりを推進していきます。

総合相談体制の充実

- ひきこもりや生活困窮、介助者の高齢化や子育てと介護の両立など、障がいのある人を取り巻く困難な事例にも適切に対応できるよう、介護、子育て、障がい者、生活困窮、健康・保健、福祉等、複数の分野で連携して切れ目のない福祉の総合相談体制を強化していきます。また、民生委員・児童委員や自治会等と、市、関係機関との「顔の見える関係」を築き、市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員や自治会等が、より安心して地域の相談に対応できる環境づくりに努めます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
相談支援事業所会議の開催	4回/年	4回/年
基幹相談支援センターへの主任相談支援員の設置	3人	3人

重点取組⑤ 緊急時・災害時対策の推進

地域ささえあい名簿の作成と活用に向けた連携強化

- 令和3年度より、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、外部提供の同意を得られた名簿である地域ささえあい名簿を作成し、自治会、民生委員・児童委員、消防等に提供しています。
- 地域ささえあい名簿を活用することで、「自治会」「民生委員・児童委員」等地域組織が連携し、災害時に備え、日頃の見守りや顔の見える関係をつくるため、要支援者の地域活動への参画を目指します。その実現に向けて、市と社会福祉協議会が連携し、地域の関係団体や支援者とともに「ふくし座談会」を開催し、緊急時・災害時対策を含む地域課題をテーマに協議し、連携強化に取り組んでいきます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
ふくし座談会の開催	17回/年	30回/年

重点取組⑥ 発達障がい児支援

発達障がい児に対する一貫した支援の充実

- 伊勢志摩圏域の児童発達支援センター「伊勢市おおぞら児童園」の児童発達センターとしてのコーディネート機能や、支援機能を活用、また専門性のある支援機関との連携により、障がい児支援に関する協議の場の持ち方、運営の方法について検討を行い、各機関の連携をさらに深め、療育、教育、福祉、就労等の相談に応じられる体制を整えます。
また、教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための幅広い職員の人材育成にも取り組み、関係機関が連携した発達障がい児への支援体制の充実を図ります。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
関係機関が連携する支援会議の実施	3回/年	3回/年

4

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第7期志摩市障がい福祉計画

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	説明
令和8年度までに地域生活へ移行	4人	令和4年度末入所者数（52人）の6%以上が移行
令和8年度末時点施設入所者数	50人	令和4年度末入所者数（52人）から5%を削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回の開催	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」の実施回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」への参加者数（最大/回）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年4回の開催	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」各回にて評価を実施

(3) 地域生活支援の充実

項目	目標	説明
地域生活拠点等の確保及び機能の充実	年1回 検証・検討	地域生活支援拠点等について、既に整備済で、令和5年10月現在で21の事業所の登録があります。今後は、コーディネーターの配置など相談支援を中心に効果的な連携・支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討を実施します。
強度行動障害を有する者への支援体制【新規】	支援体制を確保	志摩市又は伊勢志摩圏域において支援ニーズを把握し、志摩市地域自立支援協議会の場等を活用して支援体制を確保します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	説明
令和8年度の一般就労移行者数	6人	令和3年移行者数3人の1.28倍
【就労移行支援事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	1人	【就労移行支援事業】 令和3年度移行者数0人の1.31倍
【就労継続支援A型事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	2人	【就労継続支援A型事業】 令和3年度移行者数1人の1.29倍
【就労継続支援B型事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	3人	【就労継続支援B型事業】 令和3年度移行者数2人の1.28倍
一般就労へ移行した支援事業所数【新規】	1事業所	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上所数事業所
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度実績1人の1.41倍以上
就労定着率一定割合以上の就労定着支援事業所数	1事業所	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合2割5分以上支援事業所1事業所

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	説明
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターは設置済のため、その機能の充実を図ります。具体的には、コーディネーター機能の活用とし、相談支援従事者の人材育成、相談支援ネットワークの構築、相談支援従事者への助言・指導などに取り組みます。
地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	地域サービス基盤の開発・改善の実施	既存の地域資源で対応できないサービス（生活支援）のニーズを特定し、協議会を活用して社会資源の開発・改善を行うものです。市では志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域ケア会議」等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組んでいます。今後も関係機関と連携を図りながら、更なる改善等に取り組みます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

項目	目標	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	体制の構築	サービスの質の向上のための体制を構築します。

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有（1回）

障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み

(1か月あたりの利用見込量)

サービスの種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	人数	74	74	74
		時間	1,221	1,283	1,348
	重度訪問介護	人数	0	0	0
		時間	0	0	0
	同行援護	人数	25	25	26
		時間	287	302	318
	行動援護	人数	0	0	0
		時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	人数	0	0	0	
	利用単位数	0	0	0	
日中活動系サービス	生活介護	人数	140	140	140
		日数	2,350	2,350	2,350
	自立訓練(機能訓練)	人数	2	2	2
		日数	32	32	32
	自立訓練(生活訓練)	人数	3	3	3
		日数	45	45	45
	就労選択支援【新規】	人数	0	4	4
		日数	0	40	40
	就労移行支援	人数	4	4	4
		日数	45	45	45
就労定着支援	人数	1	1	2	

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中活動系サービス	就労継続支援（A型）	人数	55	55	55
		日数	1,100	1,100	1,100
	就労継続支援（B型）	人数	200	200	200
		日数	3,600	3,600	3,600
	療養介護	人数	5	5	5
	短期入所（福祉型）	人数	10	10	10
		日数	60	60	60
	短期入所（医療型）	人数	1	1	1
日数		6	6	6	
サービス居住系	自立生活援助	人数	0	0	0
	共同生活援助	人数	68	74	80
	施設入所支援	人数	50	50	50
サービス相談支援	計画相談支援	人数	129	131	131
	地域移行支援	人数	1	1	1
	地域定着支援	人数	4	5	5

地域生活支援事業の実施実績と実施目標

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)理解促進研修・啓発事業	理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	利用者数	2	2	2
(5)成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1
	手話通訳者・要約	派遣人数	5	5	5
	筆記者派遣事業				
(7)日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
	自立生活支援用具	利用件数	8	8	8
	在宅療養等支援用具	利用件数	11	11	11
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	18	18	18
	排泄管理支援用具	利用件数	1,430	1,462	1,496
	居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修	修了者数	30	30	30
(9)移動支援事業	移動支援事業	実利用者数	18	18	18
		利用時間(時間)	850	850	850
(10)地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業	箇所/年	1	1	1
		人/年	1	1	1
(11)任意事業	知的障害者職親委託制度	人/年	1	1	1
	日中一時支援事業	人/年	30	30	30

第3期志摩市障がい児福祉計画

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園や幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。伊勢志摩定住自立圏で運営されている「伊勢市おおぞら児童園」の適切な運営を継続するとともに、児童発達支援センターとしての支援機能を活用していきます。
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築するため伊勢志摩圏域の児童発達支援センターと連携を図ります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの維持	1か所以上	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が、圏域に少なくとも1か所確保されている状況を今後も継続していきます。
医療的ケア児支援の協議の場の維持	協議の場の確保	三重県南部医療的ケア地域支援会議（「みえる輪ネット」）において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図る場を継続します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	現状4人の配置を継続していきます。 （基幹相談支援センターに配置）

障害児通所支援等の利用実績と利用見込み

(1か月あたりの利用見込量)

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害児通所支援	児童発達支援	人数	8	8	8
		日数	20	20	20
	医療型児童発達支援	人数	0	0	0
		放課後等 デイサービス	人数	40	40
		日数	300	300	300
		保育所等訪問支援	人数	1	2
	日数		12	24	36
	居宅訪問型 児童発達支援	人数	0	0	0
		日数	0	0	0
	障害児相談支援	人数	13	13	13

第7期志摩市障がい福祉計画
第3期志摩市障がい児福祉計画
第2期志摩市障がい者(児)計画【中間見直し】
概要版

表紙 中井 裕之 さん

表紙の作品は、『アトリエ・エレマン・プレザン』のご厚意により、掲載させていただきました。

発行年月：令和6年3月

発行：志摩市役所 健康福祉部 地域福祉課
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶉方 3098 番地 22
電話：0599-44-0283 FAX：0599-44-5260